



第5章

事業別環境配慮指針

第5章 事業別環境配慮指針

道路整備、河川改修、用地造成、下水道整備などの事業は、利便性の向上、安全性の確保、快適な生活環境の創出など、事業の実施によって大きな効果が期待されます。これらの事業は、土地の改変や施設の整備によって、自然環境や生活環境などにさまざまな影響を及ぼす恐れがあります。

良好な環境を保全し、創出していくためには、地域の環境特性や事業の特性に応じて、環境への配慮をしながら事業を進めていくことが重要です。

そこで、法令で環境影響評価の対象となっている事業をもとに、事業者、市が環境に配慮すべき事項として、環境配慮指針を示します。

【対象となる事業種】

道路

河川・水路

海岸・海面埋立

廃棄物処理施設

用地造成（土地区画整理・住宅団地・流通業務団地・工業団地）

工場又は事業場

スポーツ・レクリエーション施設

下水道等

第1節 共通事項

段階	環境配慮指針
計画段階	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な自然の改変を伴う開発は極力避け、自然環境の保全に配慮すること。 ○ 周辺環境と調和のとれた計画とすること。 ○ 文化財等の保存に影響を及ぼさない計画とすること。 ○ 環境負荷の少ない工法、材料を採用すること。 ○ 事前に計画内容を説明し、意見の反映に努めること。 ○ 省エネルギー設備や新エネルギー設備の導入について検討すること。 ○ リサイクル製品や地元製品の使用を検討すること。 ○ 苦情等に速やかに対応できる体制を確立しておくこと。
工事段階	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事車両の走行や建設機械の稼動に伴う大気汚染物質、粉じん、騒音、振動の発生の低減に努めること。 ○ 濁水の発生を防止し、公共用水域への影響の低減に努めること。 ○ 地下水の保全に努めること。 ○ 遺跡等の埋蔵物を確認した場合は、直ちに工事を中断し、関係機関と調整を図ること。 ○ 工事に伴って発生する廃棄物や残土の発生を抑制し、適正な処理を行うこと。
供用段階	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令に基づき、施設の適正な維持管理に努めること。 ○ 周辺環境への負荷の低減に努めること。 ○ 周辺環境へ影響を及ぼす恐れが生じた時は、早急に対策を講じること。

第2節 個別事項

種類	環境配慮指針
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 透水性・排水性舗装の導入、植樹帯の設置、法面の緑化を検討すること。 ○ 自動車走行に伴う大気汚染、騒音、振動の影響について予測し、周辺環境の保全に必要な対策を検討すること。 ○ 道路照明等の光による生活環境や動植物への影響の低減に努めること。
河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然とのふれあいを考慮した整備を検討すること。 ○ 堰等を設置する場合は魚道の設置を検討すること。 ○ 野生生物の生育・生息環境の保全や再生を考慮し、三面張を避けること。 ○ 潟や淵など良好な自然環境を保全すること。
海岸・海面埋立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 藻場や干潟を保全する計画とすること。 ○ 自然とのふれあいを考慮した多自然型護岸の整備を検討すること。 ○ 埋立土は、安全性を確認したうえで利用すること。 ○ 埋立地の形状は、潮流の変化が少なくなるように配慮すること。
廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害物質による環境汚染を未然に防止するために、必要な措置を講ずること。 ○ 周辺環境への影響を防止するため、施設の配置や緑化について検討すること。 ○ エネルギーの有効利用について検討すること。

種類	環境配慮指針
用 地 造 成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水辺、公園、緑地などの必要性について検討すること。 ○ 埋立土による地下水汚染、地盤沈下の防止に努めること。 ○ 下水道等が未整備の地域では浄化槽の設置を検討し、生活排水等による公共用水域への影響を抑制すること。
工場又は事業場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺環境に影響を及ぼさない施設の配置や緑化について検討すること。 ○ 温排水による公共用水域への影響を低減すること。 ○ エネルギーの有効利用について検討すること。
ス ポ ーツ ・ レ ク リ エ 一 シ ョ ン 施 設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水辺、公園、緑地などの必要性について検討すること。 ○ 照明等の光による生活環境や動植物への影響の低減に努めること。 ○ 農薬や化学肥料による環境汚染の防止に努めること。
下 水 道 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺環境に影響を及ぼさない施設の配置や緑化について検討すること。 ○ 公共用水域への影響を低減するため、高度処理の導入を検討すること。 ○ 汚泥やエネルギーの有効利用について検討すること。

コラム9

環境影響評価

環境影響評価法における環境影響評価（環境アセスメント）とは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して市民、市などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。環境影響評価法の手続きは次のとおりです。

